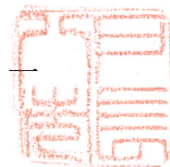


八交運第 63 号
令和 4 年 11 月 21 日

八戸市地域公共交通会議
会長 武山 泰 様

八戸市交通部
八戸市長 熊谷 雄一



特殊普通旅客運賃（休日 100 円サービス）の一部運用変更について（申出）

このことについて、八戸市地域公共交通会議設置要綱第 2 条の規定により、下記のとおり申し出いたします。

記

1. 氏名または名称および住所

〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4-1
八戸市交通部 八戸市長 熊谷 雄一

2. 変更しようとする運賃を適用する路線

八戸市営バス全路線

うち、今回一部運用を変更する対象路線…八戸駅線の一部（共通乗車区間）

3. 特殊普通旅客運賃（休日 100 円サービス）の概要

(1) 運賃：特殊普通旅客運賃（休日 100 円サービス）

(2) 額：大人 100 円、小人 50 円

(3) 適用方法：①定期券所有者が土日祝日等に定期券通用区間において乗車し、定期券であることを申告した場合において、その者が同伴する家族を 1 乗車 100 円（小人は 50 円、現金支払のみ、障害者割引等はなし）とする。

②定期券所有者が土日祝日等に定期券通用区間以外の区間において乗車し、又は通用区間を越えて乗車し、定期券であることを申告した場合において、定期券所有者及びその者が同伴する家族を 1 乗車 100 円（小人は 50 円、現金支払のみ、障害者割引等はなし）とする。

4. 適用する期間又は区間等その他条件

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8 月 13 日～8 月 16 日、12 月 29 日～1 月 3 日
- ・同伴の家族は 2 親等以内（両親、祖父母、配偶者、兄弟姉妹、子供、孫）
- ・定期券による共通乗車において、岩手県北自動車株式会社南部支社（南部バス）発行の

共通定期券所持者については「共通乗車区間内」に限り適用する。

5. 今回変更する内容

項目3(3)①および②のうち、

- ・1乗車100円（小人は50円、「SF(電子マネー)及び現金支払のみ」(変更前:「現金支払のみ」)、障害者割引等はなし)とする。

項目4のうち、

- ・定期券による共通乗車において、岩手県北自動車株式会社南部支社(南部バス)発行の共通定期券所持者については「共通定期券通用区間内」(変更前:「共通乗車区間内」)に限り適用する。

6. 変更予定日

令和5年1月1日

7. 添付書類

- ・休日100円サービスの一部運用変更 説明資料 …別紙1

休日 100 円サービスの一部運用変更 説明資料

1. 休日 100 円サービスの概要

定期券所持者であれば、

①定期券の通用区間内の場合

…本人は定期券で精算。同伴する家族は1乗車100円（小人50円・障がい者割引は無し）

②定期券の通用区間を外れた場合

…本人および同伴する家族は1乗車100円（小人50円・障がい者割引は無し）

○利用範囲… 八戸市営バス全路線

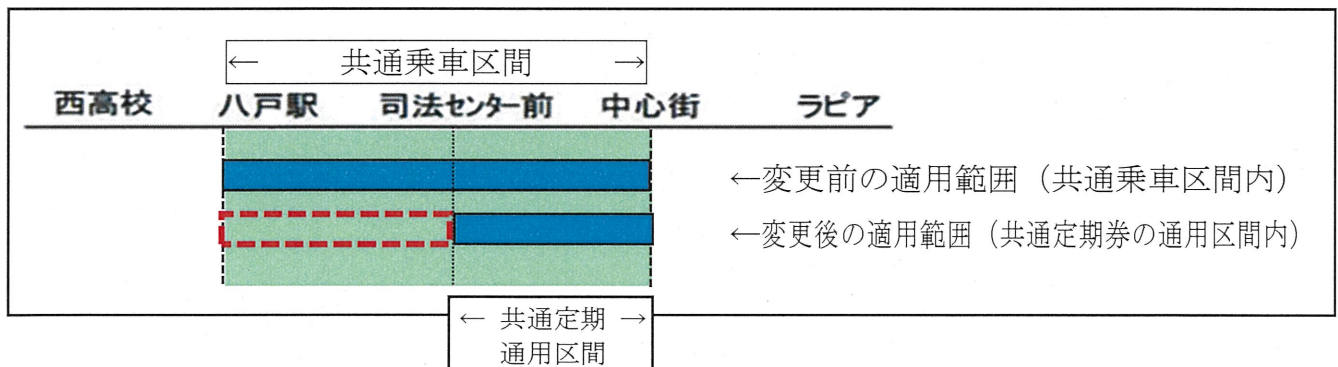
○利用日… 土日祝日・お盆・年末年始

○その他… 岩手県北自動車株式会社南部支社（南部バス）発行の共通定期券所有者は、共通乗車区間内に限り、市営バスに乗車した場合でも休日100円サービスを利用することができる。

2. 一部運用を変更する内容

上記その他において、「南部バス発行の共通定期券の場合、共通乗車区間内に限り、市営バスに乗車しても休日100円サービスを利用することができる」とあるが、この「共通乗車区間内」を「共通定期券の通用区間内」に変更する。

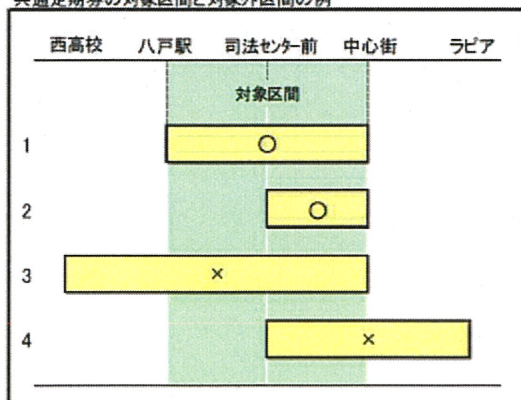
※例：南部バス発行の共通定期券の通用区間が「司法センター前 ⇄ 中心街」の場合



3. 共通定期券とは

共通定期券とは、共通乗車区間（八戸駅前から中心街ターミナルまで（根城大橋経由・田面木経由））に限り、市営バス・南部バスと双方に乗車が可能な定期券のこと。

共通定期券の対象区間と対象外区間の例



4. 共通乗車区間とは

